

保育事故への対応 後編

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑥ 「報道機関への対応」に関する事項

対応窓口を一本化し、情報の混乱を防ぐ

自治体の指導・助言を受ける

個人情報保護に留意する

事実関係，再発防止への取組を整理しておく

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑦ 「自治体への事故報告」に関する事項

事故報告書様式に必要事項を記入し，自治体に報告
原則として事故当日，遅くとも翌日に報告

※ 報告対象となる重大事故

死亡事故

治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う

重篤な事故等

2019年1年間の事故発生状況

- ➡ 全治30日以上の事故は1774件発生
(前年比106件増)
- ➡ その内, 約8割が骨折事故
- ➡ 死亡事故は6件発生(前年比3件減)。3件は睡眠中。
- ➡ 亡くなった園児の年齢は, 0歳児1名, 1歳児3名,
2歳児2名。低年齢児に集中。

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑧ 「明らかな危険要因への対応」に関する事項

速やかに対応できる対策については、検証結果が出る前であっても具体的対策をとる

ex. 危険性のある食材の除去, 危険性ある玩具の除去

事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容

⑨ 「事故後の検証」に関する事項

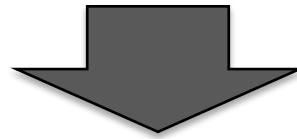
事故発生後，一定期間内（ex.2週間）に事故記録書を完成させる

整理された事実関係を基に，事故の問題点・反省点の考察を行い，改善を行う

「委員会」で検証し，再発防止策を示す

第3 マニュアルを活かすための取組について

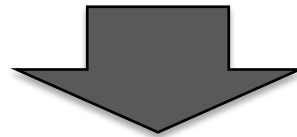
「事故発生時の対応マニュアル」の完成！



しかし、

マニュアル完成は、ゴールではない。

いざという時に、マニュアルを活かせるように準備しておくことが
重要！



では、具体的に、何をすればいい？

1	マニュアルの周知, 徹底
2	シミュレーション(訓練)
3	研修
4	マニュアルの検証, 更新